

クーリング・オフ（お申込みの撤回または契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下「**法**といいます。）という訪問販売または電話勧誘販売でお申込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に**法**に定める申込みの内容を記載し書た面を受領した場合は、当書該面を受領した日）を含む8日間は書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
2. 上記1. に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込み回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための**法**に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は 書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
3. 上記1. または2. のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。料金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1. または2. のお申込みの撤回または契約の解除があった場、合本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

(2022年6月)